

(別添6)

福祉用具購入・住宅改修事業者研修事業実施要綱

1 目的

本事業は、要介護者等に特定福祉用具を販売する事業者及び住宅改修を施工する事業者に対し、介護保険の仕組みやサービスの内容等について研修を行うとともに、介護保険の対象となる特定福祉用具又は住宅改修の事例や限度額のパンフレットを作成し、周知することによって、介護保険の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

都道府県又は市町村は、事業の全部又は一部を適当な団体に委託して実施できる。

3 事業内容

(1) 研修事業

ア 受講対象者

特定福祉用具を販売する事業者及び住宅改修を施工する事業者を対象とする。

イ 研修内容

介護保険制度の仕組み（給付、費用負担等）、給付対象となる特定福祉用具の範囲及び住宅改修の範囲とする。

ただし、受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加することは差し支えない。

ウ 費用負担

研修会開催費用のうち、教材代等については、受講者の実費負担とする。

エ 講習課程の内容例

教科名	内容
介護保険制度等に関する基礎知識（2時間）	<ul style="list-style-type: none">・介護保険制度の趣旨、目的・介護保険の給付の仕組み・介護保険制度における福祉用具、住宅改修の役割
介護保険における福祉用具の購入について（2時間）	<ul style="list-style-type: none">・給付における要件等留意事項・給付対象範囲
介護保険における住宅改修について（2時間）	<ul style="list-style-type: none">・給付における要件等留意事項・給付対象範囲

(2) 情報提供事業

特定福祉用具を販売する事業者及び住宅改修を施工する事業者に対して、介護保険の対象となる特定福祉用具又は住宅改修の事例や限度額に関する情報等を記載したパンフレットを配布することにより情報提供を行う。